

和歌山県非常用自家発電設備及び給水設備整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 知事は、災害により長期の停電又は断水が発生しても医療設備の診療機能を維持するため、災害医療対策事業等実施要綱（平成 21 年 3 月 30 日付け医政発第 0330007 号厚生労働省医政局長通知別添。以下「実施要綱」という。）第 12 に定める非常用自家発電設備整備及び給水設備整備事業（以下、単に「自家発電設備等整備事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、次に掲げる要綱等及びこの要綱により定めるところによる。

- (1) 医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成 21 年 3 月 30 日付け厚生省発医政第 0330004 号厚生事務次官通知別紙。以下「国施設整備交付金交付要綱」という。）
- (2) 和歌山県補助金等交付規則（昭和 62 年和歌山県規則第 28 号。以下「規則」という。）

(交付の対象)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱に基づき、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人を除く。以下「補助事業者」という。）が行う自家発電設備等整備事業とする。

(交付額の算定方法)

第 3 条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 0.33 を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第 4 条 規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
施設整備事業計画書	別記第 1 号様式	2 部	別途通知
経費所要額調	別記第 2 号様式		
当該事業に係る歳入歳出予算書 (見込書) の抄本			

役員名簿（補助事業者が法人の場合に限る。）			
その他知事が必要と認める書類			

- 2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付条件）

第 5 条 規則第 6 条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる場合のいずれかに該当するときにおいては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊してはならないこと。
- (4) 前号の承認を受けて財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別記第 3 号様式により速やかに知事に報告しなければならないこと。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている

場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、その全部又は一部を県に返還しなければならないこと。

- (7) 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり行わなければならないこと。

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

- (8) 補助の申請の予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならないこと。
- (9) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしなければならないこと。
- (10) この補助事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (11) 前各号に掲げる事項に違反した場合、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（変更の承認）

第6条 前条第1号ア又はイの規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記第4号様式）に変更後の第5条の表に定める書類（変更のない書類を除く。）を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、次条の規定により補助金の変更交付の申請を合わせて行う場合は、この申請を省略することができる。

2 前条第1号ウの規定により知事の承認を受けようとする場合には、中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

3 前条第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げるいずれかの場合に該当する変更をいう。

- (1) 建物の設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更である場合等、事業内容の著しい変更とならない場合
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内で当該補助対象経費を増額又は減額する場合
- (3) 事業内容に変更が無く、入札減などやむを得ない事由により補助金額を減額する場合

（補助金の変更交付申請手続）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助金の変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書（別記第6号様式）に変更後の第5条の表に定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(交付決定前着手の届出)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定前に事業に着手しようとする場合には、あらかじめ交付決定前着手届（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
事業実績書	別記第8号様式	2部	別途通知
施設整備事業費内訳書	別記第8号-2様式		
経費所要額精算書	別記第9号様式		
当該事業に係る歳入歳出決算書 (見込書)の抄本			
補助事業完了後の施設の写真			
契約書の写し(契約書等が作成されない場合は、請求書等の写し)			
補助対象区域の工事設計図			
その他知事が必要と認める書類			

(補助金等の交付)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月28日から施行する。

別表（第4条関係）

1 基準額	2 対象経費
非常用自家発電設備 1 か所当たり 149,535 千円	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費
受水槽 1 か所当たり 137,802 千円	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費
給水設備 1 か所当たり 64,800 千円	給水設備整備(地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等)に必要な工事費又は工事請負費
燃料タンク 1 か所当たり 29,883 千円	非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費

(注) 非常用自家発電設備整備及び給水設備整備事業に係る補助金の交付については以下のとおり取り扱う。

- 1 次に掲げる費用については、補助の対象外とする。
 - ア 土地の取得又は整地に要する費用
 - イ 設計その他工事に伴う事務に要する費用
 - ウ 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
 - エ その他の整備費として適当と認められない費用
- 2 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準額から当該補助の際の基準額を差し引いた額を基準額とする。